

第百八十回国参議院環境委員会會議録第十二号

平成二十四年八月二十八日(火曜日)

午後三時開会

委員の異動

八月二日

辞任

谷岡 郁子君

補欠選任

舟山 康江君

辞任

シムン マルティン君

補欠選任

高橋 千秋君

八月二十八日

辞任

高橋 千秋君

補欠選任

シムン マルティン君

小坂 憲次君

石井 浩郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松村 祥史君

小西 洋之君

小見山幸治君

川口 順子君

北川イツセイ君

委員

石橋 通宏君

シムン マルティン君

徳永 久志君

石井 浩郎君

鈴木 政二君

谷川 秀善君

中川 雅治君

加藤 修一君

友近 聡朗君

水野 賢一君

市田 忠義君

亀井亜紀子君

衆議院議員

環境委員長

環境委員長代理

国土大臣

環境大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

厚生労働省健康局長

環境省地球環境局長

環境省自然環境局長

舟山 康江君

平山 誠君

生方 幸夫君

田島 一成君

細野 豪志君

山下 孝久君

外山 千也君

鈴木 正規君

伊藤 哲夫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日、谷岡郁子君が委員を辞任され、その補欠として舟山康江君が選任されました。

また、本日、小坂憲次君が委員を辞任され、その補欠として石井浩郎君が選任されました。

○委員長(松村祥史君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省健康局長外山千也君

外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村祥史君) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院環境委員長生方幸夫君から趣旨説明を聴取いたします。生方幸夫衆議院環境委員長。

○衆議院議員(生方幸夫君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

我々人類は、有史以来、数多くの種類の動物たちを、日々の糧としての利用はもちろんのこと、荷物の運搬や田畑の耕作等の労力、衣類を始めとする多種多様な製品の原材料、研究開発や創薬等の科学上の利用など、実に様々な用途に利用する一方で、伴侶、心の友として一緒に暮らすなど、動物たちと物質的、精神的なつながりを持つことにより、現代に至る文明を築いてまいりました。

動物は、人間と同様に生命を持ち、苦痛を感じる存在であり、尊厳を持って取り扱われべきである半面、動物が人の生命、身体又は財産に影響を及ぼすおそれがあることから、動物の適切な管理も同時に求められております。

このような動物の適切な取扱いについて規定する動物の愛護及び管理に関する法律は、昭和四十八年に議員立法で制定された後、平成十一年及び十七年に同じく議員立法で改正され、現在に至っております。過去二回の改正により、ブリーダーやペットショップに代表される動物取扱業について届出制から登録制へ引き上げられるとともに、

罰則が強化されるなど、規制が強化されてまいりました。

近年、ペット市場の拡大と多様化が進む一方で、劣悪な飼育環境での多頭飼育や幼齢動物の販売等に代表される動物取扱業者の不適正飼養の問題が顕在化し、動物の福祉の観点から一層の動物の適正飼養の確保が求められる中、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高まってきているところであります。

また、行政や動物愛護団体等による長年の努力の結果、保健所等における犬及び猫の殺処分頭数も、昭和四十九年の約百二十万頭から平成二十二年には約二十一万頭にまで減少いたしました。しかし、都道府県等は、犬猫販売業者や何度もちり込みピーターからの引取りを拒否できず、依然として多くの犬猫が殺処分されていること等から、我が国全体で殺処分ゼロを目標に据えて、国民挙げた更なる努力が望まれているところであります。

さらに、昨年三月十一日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、ペットや家畜の多くが適切に救護されず、犠牲となりました。今後はこのような事態を未然に防ぐためにも、国や自治体等は被災動物への救援体制を早急に構築していくことが求められております。

このような最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化並びに動物の適正な飼養及び保管を図る必要があることから、本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち犬、猫の繁殖業者は、出生後五十六日を経過しない犬又は猫を販

売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないものとしております。なお、この出生後の期間について、施行日から起算して三年を経過する日までの間は四十五日と、その後別に法律で定める日までの間は四十九日と読み替える経過措置を設けることとしております。

第二に、第一種動物取扱業者の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く一定の飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行おうとする第二種動物取扱業者は、都道府県等が犬又は猫の引取り等を行う場合等を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、飼養施設の所在地等を都道府県知事に届け出なければならぬこととしております。

第三に、動物の所有者について、できる限り、その所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責務を追加するとともに、都道府県等は、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否できることとし、また、都道府県知事等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還及び飼養希望者への譲渡に努めることとしております。

第四に、都道府県は、動物愛護管理推進計画に、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものとし、また、都道府県知事等が委嘱する動物愛護推進員の活動として、災害時における国又は都道府県等が行う動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすることを追加することとしております。

第五に、国は、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及び普及啓発等のために必要な施策を講ずるものとし、その施策の効果、マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務付けることに向けて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとしております。

す。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松村祥史君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。

この動物愛護管理法の話になると、避けて通れない話というのは動物実験の話なわけですよ。今回の法改正の中では動物実験の問題については

改正に触れられておりませんけれども、政府にお伺いしたいんですが、動物実験によつて犠牲となつて動物の数というのは年間どのくらいとい

うような推計はあるのかとか、政府として把握しているのか、そういう推計はあるのか、この点について伺いたいと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 動物実験に使用されている動物の数につきましては、国として把握する仕組みはございませんが、公益社団法人の日本実験動物協会が三年ごとにアンケート調査を基に実験動物の総販売数を集計しております。

それによりますと、平成二十二年度におきましてはおよそ六百十七万頭の実験動物が販売されたと、こういうふうになされているところでございます。

○水野賢一君 この動物実験に対して例えば規制を加えるという話になると、必ず出てくる問題が、それだと薬が作れなくなるとか、ライフサイエンスの研究に悪影響を及ぼすというような議論も一方で当然あるわけなんです。さはさりながら、だから、一足飛びに動物実験そのものに規制を加えていくというのは、これはなかなか反対論もあるだろうし簡単ではないにしても、もっと

と、例えばどの事業者とか研究所がどの動物をど

れだけの数、実験によつて犠牲にしているかということなんかを、つまり情報公開ということですよ。情報公開を、動物実験するとは言えなくても、きちんと情報公開を求めるといふことは法律上十分あり得ることだといふふうに思うんですが。

これは提案者に伺いたいんですけど、つまり、そういうのを野方図に、野放しにしておくんじゃないで、せめてその数とかぐらいはきちんと報告するようにすれば、野方図にはしないで節度を持って、まともな事業者ならば節度を持ってやっていくはずですから、こういうようなことを法改正の中で検討はされなかったんでしょか。

○衆議院議員(田島一成君) 御質問ありがとうございます。

今、水野委員が御指摘いただきましたとおり、我々も、動物実験を対象とするのではなく、実験動物、いわゆるこの法の範疇の実験動物を対象に実は検討させていただきました。中環審の動物愛護部会の中にも動物愛護管理のあり方検討小委員会というものが設けられました、そちらの方でも報告書の中にこの情報開示の問題については言及をされてまいりました。

私どもも、実際に全国の状況等を調べる中で、兵庫県があの阪神・淡路大震災を受けて届出制を既にもう実施をしております。こういった兵庫県の条例並みのものを導入できないかということを実は党内で検討させていただいてまいりました。

しかしながら、実験関係者の方から、施設の情報開示による損害でありますとか、先ほども御指摘いただきました、生命科学の発展に障害が生じるというような懸念の声もあり、今、実際のところ、実験動物等につきましては、所管する各

省庁の方で指針を作成していただきまして、それに基づく自主管理をスタートしたばかりでもありますので、こうした実施状況を注視するべきだ

というように声も正直ございました。

法改正を是非今国会でというふうなところか

ら、この議論を煮詰めるには十分な時間が確保できなかったというように点が正直なところでございますが、こうした状況を踏まえまして、今先生が御指摘いただきましたことも踏まえまして、次の改正までには、この関係する省庁、文部科学省や厚生労働省、農水省、そして環境省も交えて実務者レベルで総合的に検討していく必要があるのかといふふうに考えているところでもございます。

今回、衆議院の附帯決議の方にもこの実験動物につきましていろいろと言及をいただきましたので、その点についても踏まえていただきながら今後進めていくのではないかとこのように考えているところですよ。

○水野賢一君 これ、こういう情報開示を求めるようにすると、事業者とかからは、いや、そういうことをするとこういう障害があるんですという声は必ず出てくるんですよ。

例えば、恐らく、これも、何を何頭実験に使ったんだということを、その情報だけで、見る人が見ると何を研究しているかという、企業秘密だといふことが分かっちゃうとかと、そういうことを必ず言うんですけれども、これは私のささやかな経験だけでも、大体事業者はこういうときに予防線を物すごい張るんですよ。予防線をすごく張るから、その言い値ベースで彼らの言うことを信じて、ちよつと違うんじゃないかなといふふうには思っています。

というのは、これ地球環境局に関係することなんです。私のささやかな経験の中でも、二酸化炭素の排出量という、温室効果ガスの排出量というのを、これ、温暖化を防止するために排出そのものに規制を加えるという声も当然あるんだけど、その前段階として、排出そのものに規制を加えるのはなかなか難しいかもしれないけど、今この事業者が何トン温室効果ガス出しているんだということを、せめてそういうことを公表するようにして、野方図な排出は抑制、そうすれば

まともな事業者は公表されていけば抑制するはずだからというふうな議論があったらして、私も以

前、自民党の衆議院議員だったときに自民党の環境部会長を務めていたときに、そういうような算定・報告・公表制度、何トンどの会社が温室効果ガスを出しているんだということを公表させる温暖化対策推進法という改正やつたんですけれど。

そのときも、例えば一部のメーカーなんかは、例えば温室効果ガスといっても二酸化炭素だけじゃなくていろいろあるわけですよ。例えば京都議定書でもS.F.なんかも温室効果ガスなんだけれども、S.F.の排出量が分かると大変なことになっちゃうんですとかというふうに言うわけですよ。

例えば、これは液晶メーカーとか半導体メーカーなんかS.F.が分かるともう我が社は潰れてしまふみたいなことを言うんで、制度上はそういうことを、こつちもS.F.の排出量という細かい話になるとちよつと分らないんで、二酸化炭素だったらこれは企業秘密なわけないだろう、そんなものかと思つていたけれども、S.F.とかと、そう言われるという議論もあるだろうから、制度上はこれを、S.F.とかP.F.C.とかH.F.C.という個別のガスは、もうどうしても企業秘密だといけないうときは、温室効果ガス全体のは公表しなきゃいけないけど、個別ガスは非公表でもいいと一応制度上はなつていますよね。

ところが、さんさんそうやってこういう秘密を守らなきゃいけないですというふうに言つていたけれども、これ一応秘密を守る制度は導入されているんですけど、温暖化対策推進法上、これを活用している、つまり、それを活用しているところというのはあります、地球局長。

○政府参事人鈴木正規君 今御指摘いただきましたS.F.、P.F.C.、H.F.C.につきましては、非公表にしている事例はございません。

○水野賢一君 ですから、法制定するときなんかには、これはもう本当に致命的な、これが分かると大変なことになっちゃう、我が社は潰れちゃうとかと大騒ぎしているけど、実は何のことはない、

よく考えてみると、まあそれを公表されるのは気持ちにはよくないかもしれないけど、そんなに致命的な、絶対的な企業秘密ではないわけなんですよね。だからこそ公表しているんですから。

ただ、そういう途中の議論の段階ではなるべく予防線を張ろうとするのは、それは事業者として本能だからまあこれはしょうがないんですけれども、だから、その言い値ベースで、これは本当に企業秘密なんですという、この動物の数が分かると大変なことになっちゃうんですと言われるのを言い値ベースで聞く必要はないというふうに、私は経験則からそういうふうに思っています。

最後これ大臣に伺いたいのは、大臣もこういう情報開示については進めるべきだというふうに思いませんか。

○国務大臣(細野豪志君) 私も、これは一般論で申し上げるならば、企業を含めた情報開示というのはできるだけ徹底すべきという立場でございます。そして、そういった意味では水野委員と考え方を同じくするものであります。この実験動物に関しましては、議員立法の中でも、各党各会派、様々な御議論があつたというふうに聞いております。

既に環境省で平成十八年の四月に、いわゆる3R、もうよく御存じだと思いますので詳しく御説明は省かせていただきますが、そういう基準を定めておりますので、まずはこうした考え方を踏まえた中で適正にやられることをしっかりと進めてまいりたいと。その上で、次の段階で情報公開、どういった形があり得るのかという議論を進めてまいりたい、そのように考えております。

○水野賢一君 最後の質問にいたしますけれども、ちよつと法律から離れて恐縮なんです、今大きい話題になつていて原子力規制委員会ですね。これ、同意人事の提示を国会にきててもう一か月ぐらいたつてますが、これは法律上、この附則二条で、国会がこの同意人事の提示をしてから十日以内に議決がない場合には、俗に言う緊急任命の規定もあるんですね、国会同意を受けなくても提示できるというか、任命できるという。

これを発動するというのも、新聞などでちよつとそういうことを模索していることも記事にありたりとかしますけど、こういうお考えというのか、可能性はあるのかどうかお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(細野豪志君) 八月二十四日に人事案の閣議決定を行いました。この閣議決定に際しましては、原子力緊急事態がされている旨の文書と、こののを添えておりません。したがって、原子力規制委員会設置法附則第二条第三項にありますが、国会への同意を求めてから十日以内に議決がない場合に、内閣総理大臣が委員長又は委員を任命することができ旨の規定を用いることはございませぬ。

政府としては、できるだけ早く御同意いただけるように、改めてお願いを申し上げたいと考えております。

○水野賢一君 終わります。

○市田忠義君 日本共産党の市田忠義です。

今日は時間ありませんので、様々な団体から出されている要望、意見も踏まえて、端的に幾つか確認しておきたいことだけに絞りたいと思っております。

まず、犬や猫の子供を生後何日間親の元に置いておくかという問題であります。

本法案では、動物愛護の観点から、本則に、出生後五十六日を経過しない子犬や子猫は親から引き離すことは禁じるということになりました。ただ、附則で、施行後三年間は出生後四十五日、その後は出生後四十九日とされております。本則の出生後五十六日を実施するためには、五年以内に行う環境省の科学的知見などの結果を待った上、新たに法改正をしなければなりません。

確認しておきたいんですが、五年後の法改正では、本則の出生後五十六日、すなわち八週を目標とするということなんでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 今御指摘いただきました点につきましては、改正案の附則におきまして次のような規定がございします。マイクロチップを

活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた理想的な引き離しの時期につきまして、社会一般への定着の度合いを勘案をする、そして、五年以内に犬猫の販売規制を五十六日齢とする時期を検討することとされております。

これを踏まえまして、今後速やかに、理想的な引き離しの時期に関する調査研究であるとか、マイクロチップ等を活用した犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置につきまして検討を開始をする予定をしております。これらの結果を踏まえて、改正法の施行後五年をめどに法改正等の措置が講じられるものというふうに承知しております。

○市田忠義君 引渡し日数については、欧米では出生後五十六日が一般的です。国内でも、日本小動物獣医師会と同じ立場であります。国内外の学者や専門機関は、動物学の見地からいって、理想としては十ないし十二週齢、少なくとも九週齢までは親などから引き離してはならないと、こういう指摘もあります。業者の利益優先ではなくて、動物の命と健康、予防原則の立場からも、一日も早く本則の出生後五十六日を実現するように強調しておきたいと思ひます。

次に、インターネット販売規制についてです。前回の改正で、販売業者が客に対して事前に説明文書を交付することが義務付けられましたが、インターネット販売については対象外でした。この間も、犬や猫などのインターネット販売、実際に売買される動物を確認できないということから、性格、特徴、人なれ程度の不明なまま売買されるということがありました。生育履歴及び病歴、健康状態が確認できず、購入後すぐに死んだとか、注文した子犬と違う子犬が届いたとか、こういうトラブルも大変多く存在しました。今度の法改正で、販売時における現物確認や書面による対面説明を義務化することになったわけですが、それでも、これで顧客の不安は解消されるということになるのか。いかがでしょう。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 現在、特にインターネットを経由した動物の売買において、購入時に説明がなく、直接動物を確認しないことによりまして、想定していた動物と違うとか、購入した動物が想像以上に大きくなったとか、説明になかった病気や障害を有していると、こういったトラブルが生じていると承知しております。

犬猫などの販売時に、販売業者に対し、動物の習性、あるいはその動物がどれくらい成長するか、親兄弟の病歴等について対面による説明を義務付け、インターネットを経由した売買であつてもその動物を直接確認した上で購入すると、こういうことで、今回の法改正がなされれば、このようなトラブルが解消していくというふうに考えている次第でございます。

環境省としては、販売業者において対面説明、現物確認が徹底されるよう、業界や法を運用する自治体に対する周知徹底等を図ってまいりたいというふうに考えております。

○市田忠義君 次に、災害対応について聞きます。

現行法には、災害時における動物の適正飼養、保管に対する条項がありません。改正案には、都道府県が策定する動物愛護推進計画にこの条項を追加して盛り込まれています。

そこで確認しておきたいんですけれども、三・一一のあの東日本大震災の教訓からも、災害対策での避難計画の中にもペットの避難を位置付けることが必要だというふうに思いますが、災害対策基本法の地域防災計画なども整合性を図り、連携するということになっているのかどうか、この点について確認しておきたいと思えます。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、今回の改正案では、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画の中で、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を入れるということを法定事項にしたわけでございます。これまでも環境大臣が定める基本方針等ですういったことは定めておったわけでございます。

れども、今回は法定事項としてこれを定めるということになりまして、今後は、災害対策基本法に基づいて防災基本計画においても実は平成二十三年に改定されて、その中で災害時における動物の管理が位置付けられているわけでございまして、今回の法改正を契機にそういった連携を密にしていきたいと、こういうふうに考えております。

○市田忠義君 東日本大震災で多くのペットも犠牲になったわけですが、災害に遭ったときにどうペットの命を守ればいいのか、福島では被災地に犬や猫が取り残されて餓死すると、そういう悲劇も起きました。そういうことが起きないようにするために、地域防災計画にペットの同行避難とか、こういう点も加えることを検討すべきだということを指摘しておきたいと思えます。

あと、動物実験問題ですけれども、動物実験問題については動物実験の3Rの原則、いわゆる苦痛の軽減、使用数の軽減、動物を使わない方法への置き換え、これは諸外国の法律や国際基準、指針等に反映されています。日本でも二〇〇五年の動物愛護管理法の改正で3Rの原則規定が盛り込まれました。3Rは実験動物の福祉にとつても動物実験の適正化にとつても欠かせない概念だと思

うんですが、ただ、現状ではこれが理念だけにどまっています、更に具体的に担保、推進するための仕組みを検討する必要があると思うんですが、この検討状況はどうなっているか、時間がありませんから端的に、簡単に結構ですから。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 今回様々な議論が行われて改正案になったというふうに承知しておりますが、環境省におきましては、先生御指摘のとおり、前回の動愛法の改正で3Rの考え方が明記されるとともに、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準を環境大臣が作る、こういうことになりました、その基準を策定いたしました。

これに基づきまして、実験動物施設を所管する各省庁あるいは日本学術会議が平成十八年六月に

具体的な指針を作成しております。それぞれの実験動物施設は、それらの指針に基づいて実験動物の適切な取扱いに自主的に配慮をするということとなつていく状況でございます、環境省としましては、現在の自主管理の仕組みの一層の浸透を図り、その結果を踏まえた検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

○市田忠義君 理念は盛り込まれているんですけど、やっぱり理念で終わるんじゃなくて、世界的には国際基準、指針等に基づいて行われているわけですから、日本としてもきちんとしたルールを定めて推進していく、そういう仕組みが必要だということを指摘しておきたいと思えます。

時間が来ましたので、あと一問だけ。都道府県等による犬猫の引取り問題について、確かに年々減少はしてきていますが、全国でまだ依然として二十万頭以上の犬猫が引き取られています。今回の法改正では、飼主からの身勝手な言い分に対しても引き取る相当の理由がなければ拒否できると、こうされていますが、これで自治体が犬猫の引取りを拒否できるようになるのか、今でも引取りについて自治体間で大変温度差があつて、愛護意識の低い自治体もあります。そういうところに、これ徹底できるのかどうか。

要するに、聞きたいのは、これによって犬猫の殺処分数は劇的に減るのかと、その点はいかがでしょう。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、今回の法改正の非常に大きな柱の一つが、都道府県等が正当な理由があれば犬猫の引取りを拒否できると、こういう規定を追加したということでございます。

これまでも動物愛護管理法の制定後、ほとんど自治体において引取り数、殺処分数共に減少しているところがございますけれども、今回の措置は非常に大きな手段になるというふうに我々も考えております。更に殺処分が減るように努力してまいりたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

○市田忠義君 終わります。

○亀井亜紀子君 みどりの風の亀井亜紀子でございます。

まず初めに、マイクロチップについてお伺いをいたします。

私は、この法案の第一の目的は、幼齢の犬猫を余り早いうちに親から引き離さないということであるという理解をしておりますが、この第五の、今日の趣旨説明でも、そのマイクロチップのところは、それが前のめりに聞こえるんですね。その装着を義務付けることに向けて検討というのは、例えばTTPへの参加に向けて検討というようなもので、何かこう、装着することを前提に議論しているような感じがして気になりました。

それで、このマイクロチップの装着というのは、どのような経緯で今回法案に盛り込まれたんでしょうか。また、装着を義務付ける必要はないと思うんですね。飼主の選択でいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしようか。また、このマイクロチップを生産しているメーカーはどのような会社があるのでしょうか。お答えください。

○衆議院議員(田島一成君) 御質問ありがとうございます。

今回のこの改正法案、民主、自民、そして国民の生活、公明の四党の実務者で協議を進めてきたところでございますが、その中でマイクロチップの装着について協議をしてきたところでありま

す。メリットという点につきましては、この間の東日本大震災でも、やはり迷い犬、誰が所有者かわからないというような問題もあり、所有者に返還を容易にするということでありまして、今回の週齢規制にも関連いたしますけれども、幼齢個体の販売制限でありますとか、その実効性を確保していくという点では、そのマイクロチップに生年月日のデータ等々を入れられるという点で非常に有効性を発揮するだろうと。

加えまして、所管はこれ厚生労働省になります。

けれども、狂犬病の予防であるとか蔓延の防止等々に寄与するというような点からのメリットを認識してきたところでもございます。

しかしながら、今、マイクロチップの普及率と申し上げますと、実は僅か二、三%の非常に低い状況にもありますし、マイクロチップに関連付けられる情報を管理する体制自体も十分だとはとても言えるような状況にはございません。

したがって、今回慌てて一気に義務化しようとか、装着を義務化しようというようなところまではまいりませうに、五年間は、例えばマイクロチップ自体も、メーカー、後で申し上げますけれども、五社ほどが日本に入ってきているんですけれども、その規格もばらばらです。そして、大きさも今だんだんと小型化されていますし、価格も低価格化の方向にきております。こういった動向、技術開発等々をしつかりと見極めた上で、五年後の義務化に向けた検討をしましょうというような書きぶりにさせていただいたところでございます。

なお、メーカーにつきましては、残念ながら日本メーカーは一つもございません。スイスのデータマース社でありますとか、アメリカのアップッド社、そしてデジタルエンジェル社といったようなところが製造をし、日本の輸入会社、販売会社を経由して、各獣医師の下でマイクロチップを装着しているというような状況になっています。

○亀井亜紀子君 何だか海外のメーカー主導のように入ってくるんですね。これ導入したときに、例えば読み取りの機械ですとか、お金が掛かる話ですから、国がもしこれにかかわるとしたら、そういう開発費も掛かりますし、そう簡単じゃないと思うんですね。

このマイクロチップの装着の対象としては、これは取りあえずペットショップで扱う犬猫ということで、誰かの家で生まれた犬をもらってくる、そういう犬猫は対象になっていないと考えてよろしいでしょうか。

○衆議院議員(田島一成君) 今御指摘いただきましたとおり、まずはペットショップ等々で販売に供される犬猫を対象としております。

各家庭で生まれた犬猫については、今回は対象からは外しておりますけれども、将来的には、またその時々適切な判断によってなされるものというふうには承知をしておりますが、まずは販売用の犬猫のマイクロチップの装着ということで考えさせていただいております。

○亀井亜紀子君 ペットショップで扱う犬猫についても、取りあえず飼い主の選択に任せていいと思うんですね、私は。

なぜこんなに私がこれを気にしているかといいますと、以前ちょっと耳にしたことがあるのが、これ、マイクロチップを作っている会社にとつてみれば、売れば売れるほどいいわけですよ。初めに犬猫で始めて、その後でいわゆる徘徊する老人に導入していいこうと考えているんじゃないかというようなことをちょっと耳にしたことがあって、気持ち悪いと思つたんですね。まさかそんなことは無いと思ひますけれども、ただ、こういうものは体に埋め込むものなので、やはり選択制にした方がいいと思つて、ちょっとこだわつて伺いました。

次の質問ですけれども、以前、この委員会でデザイン鑑札について私、伺ったことがあります。保健所で殺処分される犬猫の中で、捨てられたものは仕方ないんですけど、そうではなくて、鑑札を付けていないために迷つた犬猫が飼主に戻れずに殺処分されてしまうことが往々にしてあるの、これを防ぐ活動をしている市民グループがあるんですね。自治体の基準の鑑札ですと、小型犬に対して大き過ぎたり、あるいは全然デザイン性がなくて皆外したがるので、もう少しおしゃれなデザイン鑑札であればアクセサリのように付けてもらえるかもしれない。その活動をしている人たちがいるので、どの程度進んでいるのかという質問をしたことがあるんですけど、以前の質問以降、どの程度普及いたしましたでしょうか。

○政府参考人(外山千也君) 鑑札につきましては、平成十九年四月から文字の大きさ等の一定の要件を満たせば市町村ごとに自由な様式とすることを可能としたところでございます。

平成二十三年十二月の時点での状況を調べましたところ、全市町村の約四割に当たる七百八市町村が独自のデザインを取り入れておまして、平成二十二年四月の前回調査時より約二百市町村増加しているところでございます。

○亀井亜紀子君 以上のように、市町村が以前よりは積極的に取り組むようになって、このデザイン鑑札というのでも普及してきておりますので、そのデザイン鑑札とのバランスでマイクロチップ、慎重に検討していただきたいと思ひます。

次に、犬猫の殺処分数について、過去三年間の都道府県ワーストスリーについて伺いたいと思ひます。以前、この中に島根県が入ったことがありまして、それがきっかけでデザイン鑑札の普及活動が進みましたので、最近の状況について伺ひたいします。

あと、もう一つ続けて次の質問もしてしまいたい。この委員会で小笠原諸島に視察に行きました。そのときに、生態系を荒らす野猫の捕獲活動をされているグループがありましたけれども、その後、この野猫の捕獲、東京の獣医師会にお願いして引き取っていただいておりますが、その進捗状況について教えてください。

○政府参考人(伊藤哲夫君) まず、犬猫の殺処分数について自治体にアンケートした結果によれば、犬猫合わせた殺処分数の多い都道府県を順に挙げますと、過去三年間でございまして、平成二十年で最も多かったのは沖縄県の一萬三千四百頭、次に千葉県の九千九百四十三頭、茨城県の九千二百八十八頭でございました。二十一年度は、千葉県の八千三百九頭、沖縄県八千四百四十四頭、茨城県の七千二百二十八頭、平成二十二年度は、沖縄県が七千四百五十一頭、千葉県六千七百八十五

頭、茨城県六千三百四十六頭。順次減つてはございますけれども、一応こういうふうな状況でございます。

それから、小笠原の野猫対策の進捗状況でございますけれども、昨年六月に世界自然遺産に登録された小笠原諸島では、アカガシラカラスバト等の希少な鳥類が野猫による被害を受けているということから、環境省では、野猫の対策事業を平成十七年から関係機関とともに開始しているところでございます。

これまでの野猫の捕獲作業の結果、父島及び母島以外の島では野猫の排除が確認された、もう野猫はいないという状況になりました。父島及び母島では引き続き野猫の捕獲や進入防止柵の設置を進めており、父島では野猫の捕獲数やモニタリングカメラに撮影される件数が非常に低下しているということ、また、母島では南崎において十年ぶりにオナガミズナギドリ等の繁殖が確認されているなど、一定の効果を上げてきているのではないかと、いふふうに認識しております。

世界自然遺産である小笠原諸島の価値が失われないよう、野猫対策を含めた生態系保全のための事業を引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

○亀井亜紀子君 ありがとうございます。殺処分数に関しては沖縄の数字が悪いということがよく分かりました。

それから、小笠原について、視察をしたときに、一匹残らず捕まえないと繁殖してしまうということでしたので、随分大変な作業だと思つて気になっていたので質問いたしました。

○平山誠君 新党大地・真民主の平山誠です。今回、人の生活と身近なかかわり合いを規制するこの動物愛護管理法改正案が本日午前、衆議院から送られてきて、参議院環境委員会午後からこのようないく通貫で説明から採決まで行われようとしていることは、私は大変残念だと思つております。たとえ衆議院で委員長提案であつたとして

も、審議日数を確保して、参議院としてきっちりと審議をすべきだと私は考えます。委員長、各理事、各委員の方々に、今後このようなことがないようお願い申し上げます。

○委員長(松村祥史君) 後刻理事会で協議させていただきます。

○平山誠君 私は思うんですよ。今後、委員長提案が来たら、今日質問しない政党は質問しないでください。私たちの少数野党の質問時間が今後長くなりますので、そのような形でお願いいたします。

何か最近、政府や与党、そして幾つかの野党の国会の進め方が、私はいかがかなと思うことがたくさんあるんですよ。それで、本質問の前にちよつと大臣にお伺いしたいんですが、先日報道で、鹿児島県の南大隅町に東京電力福島原発で汚染された放射性の除染の土壌を、最終処分を南大隅町に水面下で決めたという報道がありました。この件につきまして、どのようなことでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 福島県の除染を進めるという意味で中間貯蔵施設を整備しております。最終的にそれをしっかりと減容化をした上で最終処分をしていく、その場所が必要であるというの、これは紛れもない事実であります。

ただ、その最終処分場の在り方について南大隅町に打診をしたという事実はございません。

○平山誠君 これはあくまでも報道ベースですけれども、大臣も否定はしていないという言葉が報道に出たり、環境省の幹部も取材に対して、地元調整を進めているということが出たり、政府関係者には南大隅町は唯一にして最大の最終処分地候補だと言っているとか、六ヶ所村と同じような港を造って進めなければいけないというような報道がされているんですよ。このようなことが報道されるという、やはり不意な発言が、政府が若しくは与党関係者、若しくは環境省の中で多いんじゃないでしょうか。要するに、住民が急に聞かされるというような、不安を増大するよ

うな不意な発言は今後改めるべきではないかと思ひますが、もう一言だけ。

○国務大臣(細野豪志君) いろんな報道がありますので、その一つ一つについてどうだとかあつたとかと言うことはできるだけ控えたいと、それはメディアの皆さんもいろんなことを調べて情報を得てやっておられるわけですので、そのことについての具体的なコメントはできるだけ差し控えたと思ひておりました。御理解を賜ればと思ひます。

○平山誠君 規制委員会ばかり、規制委員会の人事しかり、今、政府・与党と幾つかの政党は何か密室主義、やはり一つ一つが、プロセスをオープンにしていって、プロセスを透明化していくということが今与党に問われていることじゃないかと思ひます。

では、本案の質問をさせていただきます。一部の安易な飼主の飼育放棄が絶えないというところで、今回、このような改正の中に、所有者の責務であるとか都道府県の引取りを求める、拒否できることとかが載っていますけれども、先ほど来、実験動物のこともいろいろと、マイクロチップのこともいろいろとほかの委員の方が聞きましたので、私は違う観点から質問させていただきます。やはり殺処分という、同じ地球に生きる小さな動物の命を守るというところで、殺処分というところで、本当に一部の安易な飼主が飼育放棄するということ、今回のこの法案には間に合わないでしようけれども、そういう一部の安易な飼主をちよつと少なくするために飼主への罰則というようなことを提案者の方にお伺いしたいんですが、今後、次の改正のときにもお考えとか、そういう案は上がったんでしょうか。

○衆議院議員(田島一成君) 動物の遺棄等につきましては、これは、取扱業者やまた飼主主にかかわらず、やはり厳格に処罰されるべきものということで、今回罰則の見直し等々もさせていた。だき

今委員御指摘いただきましたとおり、動物の遺棄は、心ない飼主の問題だけではなく、あらゆる愛護動物にかかわる方々のやはり広い問題でありますので、それは主体が誰であろうとも、今御指摘いただいた殺処分をもう限りなくゼロに近づけていきたいという、そういう気持ちで、今回、あつた限りの工夫をこの法案の中にも盛り込ませていただきました。

そして、消費者サイドにあつても、とにかく小さく、犬がかわいいんだというような、そういう風潮を、例えばテレビのCM等々で今流されている、それによつて、大きな犬よりもとにかく小さな犬をというところで、幼齢個体が販売、流通に乗っているというふうな実態もやはり問題視をしているところであります。

一時の気まぐれだけで命をないがしろにするのに対しては大変厳しい思いを私も持つておりますので、これから向こう五年間、新しくできる法律の下でどのような状況になっていくかをしっかりと見極めて次の改正に当たればというふうに思つておるところです。

○平山誠君 交通違反等であれば、シートベルトにしても、やはり反則金が付いて、みんな命を守るためにシートベルトを皆さん出して、交通事故の犠牲者が少なくなったという、防止されたこともありますので、安易な飼主主についてはやはり厳しい態度、そして、かわいがっている皆さんにはもっと優しい法律にしていかなければいけないと思ひます。

そしてもう一つ、ちよつと大臣にお願いとか、お聞きしたいことがあるんですが、私が最近知り合つた方で、北海道の石狩でわんわん救助隊という、百八十四匹ぐらいのわんちゃんを引き取つて飼っている方がいるんですよ。その方は、でも、周りの方々からやめてくれと。今、その数を減らすのに、百一匹ぐらいに減らそうという努力はしていただいているんですが、それは一つは、その方がいなくなると、その百八十四匹のわんちゃん

臭くないとかつてたくさん言われているんですけども、その方は自分の土地にちゃんと牧場のようにして育てているんですよ。

そういう方々があつて、先ほどの話から、行政の努力、そして民間の方々、また動物愛護団体の方々の努力で犬猫の殺処分数は二十一万匹と年々減つていきますけれども、先ほど提案者の方が申し上げた、ゼロを目指す、地球で生きる命の、ゼロを目指すためには、やはり行政に、補助制度はありますけれども、やはり民間団体に、民間の人たちが動物を飼つて、優しく育て上げる、そしてその方が亡くなつても、次の方が所長さんでまた来る、次の方が所長さんで来ると、そういうボランティアの方々に助成するような法案というのは、大臣、できないんでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) いろんな御提案を、そうした動物を大事にしようということと頑張つておられる方々からいただいておりますので、その一部が今回反映をされたという形になっております。

今、平山委員が言われたような、たくさん飼つておられる場合も、いろんな御意見がいろいろありまして、そういったことについてどのように対応するかということについては、いろんな課題もやはりあるのかなというふうに思つております。

いずれにしても、そうした犬猫が殺処分されないような、例えばいろんな引渡しであるとかそういうマッチングであるとか、そういったことは極めて重要でありまして、そうしたことの充実もこの法案の中に入っておりますので、しっかりとやってまいりたいと考えております。

○平山誠君 問題はやつぱり、でもお金なんですよ。そういう方々に援助してあげることが殺処分ゼロに向けての努力だと思います。

やはり地球に生きる生物の命は、小さい大きな同等です。尊いものです。この法案が改正されることによつて殺処分が減ることを望みまして、質問を終わります。

○委員長(松村祥史君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松村祥史君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、北川君から発言を求められておりますので、これを許します。北川イツセイ君。

○北川イツセイ君 私は、たいま可決されました動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、国民の生活が第一、日本共産党及び新党大地・真民主の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、本法を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。

二、第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実に行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配

慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によつて不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

三、マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来さないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。

四、動物看護師(仮称)については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

五、動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方について、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

六、犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返す者や不妊去勢手術を怠つてみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数

の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること。

七、実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R(代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減)の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

八、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

九、動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生も積極的に活用すること等を推奨するとともに、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。

十、被災動物への対応については、東日本大震災の経験も踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道

府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

十一、犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松村祥史君) ただいま北川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(松村祥史君) 全会一致と認めます。よって、北川君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、細野環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。細野豪志環境大臣。

○国務大臣(細野豪志君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力してまいります。

○委員長(松村祥史君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

八月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、動物愛護管理法改正に関する請願(第二〇六三号)

一、動物虐待への対策強化に関する請願(第二〇六四号)

一、国の責任で放射能汚染の抜本的対策を行うことに関する請願(第二〇六九号)

第二〇六三号 平成二十四年七月二十日受理

動物愛護管理法改正に関する請願

請願者 相模原市 寺内真紀 外三千名

紹介議員 姫井由美子君

この請願の趣旨は、第四〇一号と同じである。

第二〇六四号 平成二十四年七月二十日受理

動物虐待への対策強化に関する請願

請願者 相模原市 寺内真紀 外二千名

紹介議員 姫井由美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二〇六九号 平成二十四年七月二十四日受理

国の責任で放射能汚染の抜本的対策を行うことに関する請願

請願者 埼玉県三郷市 笹川治子 外千九百九十六名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第八六〇号と同じである。



八月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国の責任で放射能汚染の抜本的対策を行うことに関する請願(第二一二二号)

一、放射能を海に流さないこととする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の法律制定に関する請願(第二一二三号)

第二一二二号 平成二十四年七月二十七日受理

国の責任で放射能汚染の抜本的対策を行うことに関する請願

請願者 埼玉県越谷市 馬場杏奈 外七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八六〇号と同じである。

第二一二三号 平成二十四年八月一日受理

放射能を海に流さないこととする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の法律制定に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村 高橋克公 外千二百二名

紹介議員 福島みずほ君

六ヶ所村の核燃料再処理工場は、二〇〇六年三月アクティブ試験を始め、海と空に放射性物質を放出してきた。それ以後、周辺の放射性核種の濃度上昇が検出されている。六ヶ所村尾駁沼河口泥土のヨウ素129は、アクティブ試験開始後二年で約十二倍の値が検出され(財)環境科学技術研究所調査二〇〇八年年度報告書)、八戸沖のトリチウムは、自然海水の最大六倍の値が一時検出された(文部科学省・海洋環境放射能評価事業検討委員会二〇〇九年十月発表。これは津軽暖流に乗って流れてきたと考えられる。今後予定されている本格操業が始まると、更に大量の放射性物質が常時海と空へ放出されることになる。トリチウムやクリプトンは除去装置がなく、全量が放出されるため「原子力発電所の約百八十倍」(二〇〇九年三月政府国会答弁)もの大量の放射性物質が四十年間海に放出され続けることになる。環境基本法第十三条に「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」とあるが、原子力基本法には、放射性物質の放出規制に関する条項が見当たらない。また、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法には全て「放射性物質は適用外」となっている。三陸沿岸の漁業者は、合成洗剤を使わない運動、森への植林など、真剣に海を守ってきた。海を守り、食を守ることこそ国策であるべきで、放射能を規制する法律がないまま、本格操業を許可すべきではない。このままで将来被害が

起きたとき、法律を作らなかつた国会の責任が問われる。六ヶ所村の再処理工場だけでなく、今後推進される核関連施設についても、環境を守るための法律・環境基本法から放射能部分を外さない法整備が必要である。

一、放射能の海と空への放出を規制する法律を制定すること。

八月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置(第二十五条)

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置(第二十六条―第三十三条)

第五節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第六節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第七節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第八節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第九節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十一節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十二節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十三節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十四節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十五節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十六節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十七節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十八節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第十九節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十一節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十二節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十三節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十四節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十五節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十六節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十七節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十八節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第二十九節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第三十節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第三十一節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第三十二節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第三十三節 動物愛護担当職員(第三十四条)

第三十四節 動物愛護担当職員(第三十四条)

努めなければならない。

第八条中「当該動物の」の下に「種類、習性、供用の目的等に応じて、その」を加え、「行い、理解させるように努めなければならない」を「しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

第九条中「について、」を「について」に改め、「指導」の下に「をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせること」を加える。

「第二節 動物取扱業者の規制」を「第二節 第一種動物取扱業者」に改める。

第十条の見出しを「第一種動物取扱業者の登録」に改め、同条第一項中「哺乳類」を「哺乳類」に、「及び次節」を「から第四節まで」に改め、「代理を含む。次項の下に」、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四を、「提供を含む。次項の下に」「及び第二十四条の二」を加え、「動物取扱業者を」の節及び第四十六号第一号において「第一種動物取扱業者」に、「第二十五条第一項及び第二項並びに第四節を」から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）に改め、同条第二項第四号中「動物取扱業者を」第一種動物取扱業者に改め、同条第六号中「この節の下に」「及び次節」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
- 二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

第十一条第一項中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。

第十二条第一項中「関係する基準に適合していないと認めるとき」の下に、「若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七号に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十八条第一号（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十九条第二号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十二条第一

号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条（同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、又は第二十七条譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八号（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第十三条第二項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第十四条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「第十条第二項第四号」の下に「若しくは第三項第一号」を加え、「を変更し、又は飼養施設を設置しようとする」を「の変更、環境省令で定める軽微なものを除く。」をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする」に、「書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を」ところにより、「に改め、同条第二項中「動物取扱業者は、」を「第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は」に改め、「第四号を除く。」の下に「若しくは第三項第二号」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条（見出しを含む。）中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。

第十六条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同項第五号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第十七条中「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改める。

第十八条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第十九条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号から第七号まで」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並び

に犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

第二十条及び第二十一条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第二十一条の次に次の三条を加える。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業者を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者(第一種動物取扱業者を除く。)に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面(対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。)により書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

第二十二條第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二條の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従ひ、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二條の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二條の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二條の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数

二 当該期間中に新たに所有するに至つた犬猫等の種類ごとの数
三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の状況に照らし、必要があるとき、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

第二十三條第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「前条第三項」を「第二十一条の四若しくは第二十一条第三項」に改め、「認めるとき」の下に「又は犬猫等販売業者が第二十二條の五の規定を遵守していないと認めるとき」を加える。

第二十四條第一項中「前三条」を「第二十一条から前条まで」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改める。

第三十四條第一項中「第二十四条第一項」の下に「(第二十四条の四において読み替へて準用する場合を含む。)」を、「次項」の下に「及び第四十一条の四」を加える。

第三章第五節を同章第六節とする。

第二十六條第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項

第二十七條第一項第一号中「及び第六号」を「から第七号まで」に、「並びに」を「」に改め、「方法」の下に「並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置を加え、同項第二号口中「第二十九條第一項」を「第二十九條」に改める。

第二十八條第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三章第四節を同章第五節とする。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置を「第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置」に改める。

第二十五条第一項中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第三章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業者の届出)

第二十四条の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱ひとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱ひ」という。)を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱うとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五

条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 その行おうとする第二種動物取扱業の種類（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法

四 主として取り扱う動物の種類及び数

五 飼養施設の構造及び規模

六 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

（変更の届出）

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（準用規定）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条

第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

第三十五条第六項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」を「第一項本文」に、「引取りを求められた」を「引き取る」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「ねこ」を「猫」に改め、「引取り」の下に「又は譲渡し」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項（前項において準用する場合を含む。）」第五項及び第六項において同じ。）を「第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文及び前項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについて

てはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいらないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者が発見できないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

第三十五条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

第三十六条第一項中「ねこ」を「猫」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第三十七条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第三十八条中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。

第四十一条の次に次の三条を加える。

（獣医師による通報）
第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

（表彰）
第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

（地方公共団体への情報提供等）
第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、

動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第四十三条中「第七條第四項」を「第七條第七項」に改め、「第二十一条第一項」の下に「第二十四条の四において準用する場合を含む。」を、「第二十五条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第三十五条第五項」を「第三十五条第七項」に改める。

第四十四条第一項中「一年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「給餌又は」を「給餌若しくは」に、「やめることにより衰弱させる等」を「やめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項第一号中「やぎ」を「山羊」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項第二号中「哺乳類」を「哺乳類」に改める。

第四十五条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第六号」を「第七号」に改める。

第四十六条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第四十六条の二 第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで、第二十四条の二、第二十四条の三第一項」に

改め、同条第三号を削り、同条第二号中「第二十四条第一項」の下に「第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條の六第三項の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

第四十七條に次の一号を加える。

四 第二十四條の四において読み替えて準用する第二十三條第三項の規定による命令に違反した者

第四十八條中「又は人に」を「に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十五條 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四條又は前三條 各本條の罰金刑

第四十九條中「第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十六條第一項（第二十四條の四において準用する場合を含む）、第二十二條の六第二項又は第二十四條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條の六第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十二條の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二條 この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十二條第一項及び第二十四條の四において準用する第二十一條第一項の基準の設定並びに第二十五

條第三項の事態の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第三條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第十條第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る業務の範囲内において、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第十條第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第十條第一項の登録を受けたものとみなされる者のうちこの法律の施行の際現に同条第三項に規定する犬猫等販売業を営んでいる者は、施行日から起算して三月以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。附則第八條第一項において同じ。）に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、新法第十四條第一項の規定によりされたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 第二項の規定に違反した者は、新法第十四條第一項の規定に違反した者とみなして、新法第十九條第一項第六号の規定を適用する。

第四條 旧法第十條第一項の登録（旧法第十三條第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者（登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三條第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第五條 新法第十三條の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧法第十條第一項の登録を受けている者は、附則第三條第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新法第十條第一項の登録を受けたものとみなす。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第十條第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした登録（旧法第十三條第一項の登録の更新を含む。）の申請に基づきこの法律の施行後に新法第十條第一項の登録を受けた者（登録の更新の場合にあつては、この法律の施行後に旧法第十三條第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）に対する登録の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第七條 施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第二十二條の五中「五十六日」とあるのは、「四十五日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第二十二條の五中「五十六日」とあるのは、「四十九日」と読み替えるものとする。

3 前項の別に法律で定める日については、犬猫等販売業者（新法第十四條第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下この項において同じ。）の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案してこの法律の施行後五年以内に検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとする。

第八條 この法律の施行の際現に新法第十條第二項第六号に規定する飼養施設（新法第二十四條の二の環境省令で定めるものに限る。）を設置して新法第二十四條の二に規定する第二種動物取扱業を行っている者（新法第十條第一項の登録を受けるべき者及びこの法律の施行の際現に旧法第十條第一項の登録を受けている者並びにその取り扱っている動物の数が新法第二十四條の

二の環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、環境省令で定める場合を除き、当該飼養施設を設置している場所ごとに、施行日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、同条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第二十四條の二の規定による届出をした者とみなす。

第九條 附則第三條第二項又は前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十條 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（遺失物法の一部改正）

第十三條 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第三十五條第二項」を「第三十五條第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

（マイクロチップの装着等）

第十四條 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものであること等に鑑み、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに

向けて研究開発の推進及びその成果の普及、装着に関する啓発並びに識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクログリップを装着させるために必要な規制の在り方について、この法律の施行後五年を目途として、前項の規定により講じた施策の効果、マイクログリップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務付けることに向けて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

八月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）

一、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

平成二十四年九月五日印刷

平成二十四年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局